

令和3年第2回南島原市議会定例会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果	議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第1号	株式会社みずなし本陣の経営状況に関する書類の提出について	令和3年 6月23日	受 理	同意第11号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意
報告第2号	令和2年度南島原市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	令和3年 6月23日	受 理	同意第12号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意
報告第3号	令和2年度南島原市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	令和3年 6月23日	受 理	同意第13号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意
報告第4号	令和2年度南島原市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	令和3年 6月23日	受 理	同意第14号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意
承認第2号	専決処分承認を求めることについて(南島原市税条例等の一部を改正する条例について)	令和3年 7月 5日	承 認	同意第15号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意
承認第3号	専決処分承認を求めることについて(令和3年度南島原市一般会計補正予算(第2号))	令和3年 7月 5日	承 認	同意第16号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意
議案第31号	南島原市手数料条例の一部を改正する条例について	令和3年 7月 5日	原案可決	同意第17号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意
議案第32号	南島原市税条例の一部を改正する条例について	令和3年 7月 5日	原案可決	同意第18号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意
議案第33号	南島原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	令和3年 7月 5日	原案可決	同意第19号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意
議案第34号	南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について	令和3年 7月 5日	原案可決	同意第20号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意
議案第35号	南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例について	令和3年 7月 5日	原案可決	同意第21号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意
議案第36号	令和3年度南島原市一般会計補正予算(第3号)	令和3年 7月 5日	原案可決	同意第22号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意
議案第37号	令和3年度南島原市一般会計補正予算(第4号)	令和3年 7月 5日	原案可決	同意第23号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意
同意第5号	教育委員会教育長の任命について	令和3年 7月 5日	同 意	同意第24号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意
同意第6号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意	発議第1号	南島原市議会会議規則の一部を改正する規則について	令和3年 7月 5日	原案可決
同意第7号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意	発議第2号	議会適正化検討特別委員会の設置について	令和3年 7月 5日	原案可決
同意第8号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意	発議第3号	「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出について	令和3年 7月 5日	原案可決
同意第9号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意		閉会中における各委員会の継続調査申出について	令和3年 7月 5日	決 定
同意第10号	農業委員会委員の任命について	令和3年 7月 5日	同 意				

令和3年第2回定例会で意見が分かれた議案の採決

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	14	16	17	18
議案番号	議決結果	中村 哲康	近藤 一字	田中 次廣	金子憲太郎	小林 知誠	柴田 恭成	高木 和恵	吉田幸一郎	隈部 和久	松永 忠次	小嶋 光明	黒岩 英雄	中村 久幸	川田 典秀	吉岡 巖	井上 末喜
議案第34号	原案可決	○	×	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○:賛成 ×:反対 議席番号13番・15番は欠員

賛否討論

採決が分かれた議案のうち、主な意見を紹介します。

【議案第34号】南島原市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

〔反対①〕反対の第1は、第1条を南島原市学校給食センターに改めることである。条例中の「立」が抜けることが大問題であると考え、「立」があることで、設置者が南島原市であることが明確になる。しかし「立」が省かれることで、設置者が誰であるか分からなくなる。このことから、南島原市学校給食センターが近い将来経営が南島原市から民間委託されることに道を開くことになる。経営が民間に委託されると、学校給食ではなく、営利企業が行う弁当配達になってしまう。そこには学校給食法の縛りがきかなくなり、学校給食が教育の1分野であることが損なわれることになり、子供に寄り添う給食ではなくなる。

起き、調理能力が低くなつたときのために、念のために残すとの説明があつたが、それなら、不具合をしっかりと点検し、この間、これまでの6センターで供用するのが、より安心安全ではないか。

〔反対②〕この給食センター条例で、1条の「立」を抜くというのは、せっかく付いている市立の「立」を、今後もしっかりと市が責任を持ってやっていくという考えであるならば、それを外す必要はないと思う。そして、深江を1か月間だけ置くというところで、何をするかといえば、市内食器の洗浄を何日かに一遍ぐらいで、経費もほとんどかからないわけなので、せっかくの方が一で置くならば、ほかの6つも1か月間だけ置いて、無事1か月が過ぎて何もなければ、処分なり、いろいろされていいと思うので、深江だけではなくて全部を残してやるべきだと思う。

賛成討論なし